

令和6年度 第1回 木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

1. 開催日時 令和6年5月9日(木) 午後4時から午後4時55分まで

2. 開催場所 木更津市役所朝日庁舎 会議室A1・A2

3. 出席委員(13名)

(1) 被保険者を代表する委員(5名)

志保沢 博央、大和 晃、清水 一太郎、鈴木 博雄、鈴木 眞

(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員(4名)

本吉 光隆、天野 隆臣、細井 系太郎、富沢 道博

(3) 公益を代表する委員(3名)

日向寺 龍児、佐伯 浩一、山田 真司

(4) 被用者保険等保険者を代表する委員(1名)

尾本 和芳

4. 欠席委員(3名)

(1) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員(1名)

大日方 研

(2) 公益を代表する委員(2名)

鈴木 彩子、後藤 紗織

5. 出席職員

渡辺市長

石井市民部長、清水保険年金課長、高橋課長補佐、佐久間係長、鈴木主査

6. 議題(すべて公開)

(1) 諮問

① 令和6年度木更津市国民健康保険税の税率等の改定について

② 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

(2) 答申

(3) 報告

① 国民健康保険税の課税誤りについて

(4) その他

① 次回の運営協議会等について

7. 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員 5人

傍聴人数 0人

令和6年度 第1回 木更津市国民健康保険の運営に関する協議会 会議録

高橋補佐 ただいまから、国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。なお、本日の協議会につきましては、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

協議会の開催に際しまして、渡辺市長から挨拶を申し上げます。

渡辺市長 皆さん、こんにちは。市長の渡辺でございます。

本日は、ご多用のところ、国民健康保険事業の運営に関する協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委嘱状を交付させていただきました尾本様には、この度の委嘱にあたり、快く、委員をお引き受けいただき、厚く御礼申し上げます。

まず、はじめに、先月、報道発表をしました国民健康保険税の課税誤りにつきまして、委員の皆様にも、大変なご心配をおかけしているところでございまして、この場をお借りいたしまして、深くお詫び申し上げます。今後はこのようなことがないよう、適切な事務の遂行に努めて参ります。詳細につきましては、この後、保険年金課長から報告させていただきます。

さて、国民健康保険税につきましては、今年の4月から大阪府と奈良県において、全国で初めて保険税を統一化したところでございます。一方、千葉県においては、今年の3月に県が策定しました「第2期千葉県国民健康保険運営方針」によりますと、保険税水準の統一化を進めるにあたって、今年度から県内市町村と協議を重ねていくこととしております。

このような中、本市におきましては、委員の皆様のご指導、ご理解を賜りまして、今年の3月に「木更津市国民健康保険税改定計画」を策定し、保険税水準の統一化に向けて、いち早く取り組んでいるところでございます。この件に関しまして、引き続き、皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本日は、「令和6年度木更津市国民健康保険税の税率等の改定について」及び「木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の制定について」の2件について諮問を、「国民健康保険税の課税誤り」について、報告をさせていただきます。

どうか、十分ご審議くださいますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

高橋補佐 続きまして、山田会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

山田会長 皆さん、こんにちは。今年度も会長を務めております山田でございます。協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様におかれましては、ご多用にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、今回から辞任された方の後任として、新たに尾本委員が加わっていただき、ご挨拶をいただきましてありがとうございます。世界に誇れる国民健康保険という日本独自の制度を支える国民健康保険事業のより良い運営のために、力を合わせて参りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は、諮問2件となっております。委員の皆様には慎重な審議をお願いしまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

高橋補佐 ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただく前に、資料の確認をさせていただきたいと存じま

す。事前に配付させていただきました資料といたしまして、次第、運営協議会資料、そして、本日の配付資料が、席次表、木更津市国民健康保険保健事業計画となっております。

資料に落丁等ございましたら、事務局までお申し付けいただきますようお願い申し上げます。なお、保健事業計画につきましては、計画の策定が完了しましたので、製本した計画をお渡しするものでございます。

資料の方はよろしいでしょうか。

高橋補佐 それでは、議事に入らせていただきます。議事進行につきましては、木更津市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、山田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

山田会長 ただいま、事務局から説明がありましたとおり、会長が議長ということでありますので、私が議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行にご協力のほど、お願いいたします。

本日、鈴木委員、後藤委員、大日方委員が所用のため欠席でございます。従いまして、現在の出席者は13名であり、木更津市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、定足数に達しておりますので、会議の開催要件は満たしております。また、本日の審議会は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例の規定により、公開となっております。

なお、本日、傍聴希望者はいらっしゃいませんでしたので、ここでご報告いたします。

高橋補佐 ここで、渡辺市長から山田会長へ諮問書をお渡しします。渡辺市長と山田会長は議長席の前へお進みください。

渡辺市長 諮問書。
次の事項について、ご審議くださるよう諮問します。
ひとつ、令和6年度木更津市国民健康保険税の税率等の改定について
ふたつ、木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の制定について
令和6年5月9日、木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長山田真司様。
木更津市長渡辺芳邦。
どうぞよろしくお願いいたします。

(渡辺市長から山田会長へ諮問書を交付)

高橋補佐 渡辺市長におかれましては、議事進行の間、退席させていただきます。

(渡辺市長 退室)

山田会長 それでは本日、ご審議いただく議題は、ただいま、市長から諮問いただきました「令和6年度木更津市国民健康保険税の税率等の改定について」及び、「木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の制定について」の2件でございます。関連がございますので、一括して議題に供し、事務局から説明をお願いいたします。

佐久間係長 保険年金課の佐久間と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

はじめに、諮問事項1「令和6年度木更津市国民健康保険税の税率等の改定について」ご説明申し上げます。資料の1ページをご覧くださいと存じます。

令和6年度の税率等につきましては、3月に策定しました「木更津市国民健康保険税

改定計画」に基づき改定いたします。医療保険分は、所得割率が8.1%で、現行と比較して0.09%の増、均等割額が18,000円で、現行と比較して2,000円の減、平等割額が22,000円で、現行と比較して2,000円の減、後期高齢者支援金分は、所得割率が1.99%で、現行と比較して0.19%の増、均等割額が11,000円で、現行と比較して1,000円の増、介護保険分は、所得割率が1.29%で、現行と比較して0.19%の増、均等割額が12,000円で、現行と比較して2,000円の増となっております。

税率を改定する理由でございますが、国は、都道府県内であれば、どの市町村の被保険者であっても税率を同じにする「保険税水準の統一化」をめざしております。本市では、令和12年度以降に、千葉県においても県内統一保険税率になることを見据えて、「国民健康保険税率改定計画」に基づき、毎年度、段階的に税率を上げていくこととし、令和11年度に千葉県が策定する市町村標準保険税率と同じ税率にすることを目標としております。

このため、本市の税率と市町村標準保険税率との差を毎年度解消させていくために、税率を改定するものでございます。

2ページをご覧ください。こちらの資料は、改定する税率案で税収として歳入予算額を賄うことができるかを検証する資料でございます。

はじめに、令和5年度税率の検証でございます。真ん中の表をご覧ください。

調定額、すなわち、保険税の課税額総額でございますが、試算から今年の3月までの増減を検証しました。網掛けの部分をご覧ください。

試算では、調定額が、約25億2,100万円でしたが、その下の表、令和5年度決算の網掛けの部分、令和6年3月末時点の調定額は、約24億4,600万円で、試算時と3月末時点の調定額を比較するとマイナス3%の減となっております。

3ページの下表をご覧ください。

令和6年度の税率案で、4月23日に試算を行ったところ、調定額が約25億1,100万円となり、この試算から決算までにどのくらいの調定額が減額になるかを検証しました。調定額、すなわち、保険税の課税額総額が減少する理由としましては、被保険者数の減少が挙げられます。被保険者数が減少する要因としましては、団塊世代の後期高齢者医療保険への移行、前期高齢者、これは65歳から74歳までの高齢者でございますが、この前期高齢者の就労者の増加、また、10月から従業員100人以下の事業主に、短時間労働者への社会保険の加入が義務付けられるなどから、さらに、被保険者数が減少し、かつ、被保険者一人あたりの税額も減少すると見込まれるため、試算から決算までの調定額の減額割合をマイナス6%と見込みました。表の一番右の税収過不足額の欄をご覧ください。

マイナス6%の場合、税収は約3,000万円、予算額を上回ることから改定計画どおりの税率にするものでございます。

4ページをご覧ください。

この表は、税率等の改定により、どのくらい保険税額が、増減するかを示した表になります。一例を申し上げますと、1人世帯で所得300万円の場合、現行税率では、保険税額が34万4,200円で、下の表の改定案では、保険税額が35万5,300円となり、比較すると1万1,100円の増額となります。

続きまして、5ページをご覧ください。

近隣3市における税率等の改定でございますが、君津市と富津市につきましては、令和6年度は改定しないとの回答を得ております。袖ヶ浦市につきましては、令和6年度に税率の改定を予定しており、現在、税率が未だ決まっていないとの回答でした。担当者からは、千葉県が策定した市町村標準保険税率のうち市町村算定方式程度の税率に上げることを想定していることから、こちらの表では、市町村標準保険税率に設定しております。

君津圏域4市の令和5年度と令和6年度の税額比較でございますが、例えば、モデルケース1ですと、70歳単身で、所得100万円の場合は、本市は800円の減額、袖ヶ浦市は1万8,000円の増額となります。

6 ページは、様々なモデルケースにより税額を比較した表でございます。

続きまして、7 ページをご覧ください。

諮問事項2「木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の制定について」でございます。今回の条例改正は、3 点の改正になります。

1 点目が諮問事項1 で説明しました税率等の改定によるもの、2 点目が地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴うもの、3 点目が出産した被保険者における産前産後期間の均等割額の減額に関する規定を改正するものでございます。

1 点目は、諮問事項1 で説明したとおりでございますので、割愛させていただきます。

2 点目は、政令の改正に伴うもので、後期高齢者等支援金課税額の限度額を 22 万円から 24 万円に変更するもので、高所得層により多くのご負担をいただくため、課税限度額を変更するものでございます。

次に、国民健康保険税は、世帯主とその世帯の国民健康保険被保険者の所得の合計が、一定の所得額以下になると、保険税の均等割額と平等割額を減額する制度がございます。②、③でございますが、5 割軽減世帯となる判定基準所得を被保険者 1 人あたり 29 万円から 29 万 5,000 円に、2 割軽減世帯となる判定基準所得を被保険者 1 人あたり 53 万 5,000 円から 54 万 5,000 円に変更するもので、消費者物価の上昇等における経済動向を踏まえ、軽減判定所得を引き上げることで、低所得層の保険税の負担軽減を図るために変更するものでございます。

3 点目の出産被保険者における産前産後期間の保険税の減額につきましては、令和 5 年 1 2 月市議会にて議決をいただき、令和 6 年 1 月から既に実施しているものでございます。この制度は、出産する、もしくは出産した被保険者に対して、出産予定月、もしくは出産した月の前の月から 4 ヶ月間は、保険税の所得割額と均等割額を免除する制度でございます。今回の改正は、均等割額の減額に関する規定を全部改正するものでございます。

出産被保険者の均等割額を免除するときは、当該年度の月数だけが対象となります。仮に、3 月に出生した場合、2 月から 5 月までの 4 ヶ月間の保険税を減額しますが、令和 5 年度分として、2 月と 3 月の 2 ヶ月分を、令和 6 年度分として、4 月と 5 月の 2 ヶ月分を減額することになります。そのため、現行の規定によりますと、年度がまたがる場合に対応するための月割りの規定と 4 ヶ月分を減額する税額を示しているため、今回の改正により、月割りの規定に改めるものでございます。

資料の 8 ページから 14 ページまでは保険税条例の改正箇所を示した対照表でございます。下線のみが政令の改正によるもの、見づらくて申し訳ありませんが、薄く網かけしているものが税率等の改定によるもの、濃く網掛けしているものが出産被保険者における産前産後期間の均等割額の減額に関する規定を全部改正するものでございます。

私からの説明は、以上でございます。

ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

山田会長

佐久間さんありがとうございました。

それでは、事務局からの説明が終わりましたので、皆様からご質問、ご意見など、ございましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

山田会長

それでは、無いようでございますので、質疑終局と認め、皆様にお諮りします。「令和 6 年度木更津市国民健康保険税の税率等の改定について」及び、「木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の制定について」を原案どおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

山田会長 全員挙手であります。よって、「令和6年度木更津市国民健康保険税の税率等の改定について」及び、「木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の制定について」につきましては、原案どおり承認することといたします。

山田会長 以上で、諮問事項の審議は終わりました。ここで市長に答申するため、答申書の案を作成いたしますので、しばらくの間、休憩といたします。

（答申書（案）を作成）

山田会長 それでは、休憩を取り消し、会議を再開いたします。休憩中に、事務局から答申書の案をお配りしましたので、事務局に朗読させます。

石井部長 はい。それでは、朗読させていただきます。
答申書、令和6年5月9日付けをもって諮問のありました
ひとつ、令和6年度木更津市国民健康保険税の税率等の改定について、
ふたつ、木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の制定について、
原案どおり承認することを答申します。
令和6年5月9日、木更津市長、渡辺芳邦様。
木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長、山田真司。

山田会長 石井部長ありがとうございました。
それでは、再びお諮りいたします。お配りいたしました答申書の案で、市長に答申したいと存じますが、賛成の方は再び挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員挙手であります。それでは、この案で市長に答申いたします。答申書の作成の間、再び暫時休憩といたします。

（答申書を作成・渡辺市長入室）

高橋補佐 お待たせいたしました。答申書ができあがりしましたので、山田会長と渡辺市長は議長席の前へお進みください。

山田会長 答申書、令和6年5月9日付けをもって諮問のありました
ひとつ、令和6年度木更津市国民健康保険税の税率等の改定について、
ふたつ、木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の制定について、
原案どおり承認することを答申します。
令和6年5月9日、木更津市長渡辺芳邦様。
木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長、山田真司。

（山田会長から渡辺市長へ答申書を交付）

渡辺市長 本日、諮問させていただきました、2つの諮問につきまして、慎重なるご審議の結果、原案どおりご承認いただきまして、ありがとうございました。
本日の答申を踏まえまして、令和6年6月市議会定例会に条例の改正を提案させていただきますと思います。
引き続き、国民健康保険事業の適正な運営に努めて参る所存でございますので、今後とも委員各位のお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げ、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

高橋補佐 渡辺市長におかれましては、ここで退席とさせていただきます。

(渡辺市長 退室)

山田会長 以上をもちまして、本日の審議案件はすべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。慎重なご審議ありがとうございました。

高橋補佐 山田会長、ありがとうございました。
それでは、事務局からの報告として「国民健康保険税の課税誤りについて」を説明させていただきます。

清水課長 保険年金課の清水でございます。
私からは、令和2年度から令和5年度までの国民健康保険税のうち、一部の世帯の軽減判定が正しく行われず、課税に誤りがありましたのでご報告いたします。この件につきましては、4月8日月曜日に、報道機関へプレスリリースを行いましたので、新聞報道等でご存じの委員もいらっしゃるかと存じますが、詳細につきましてご説明申し上げます。

資料の15ページをご覧ください。

1の概要につきましては、同じ世帯の中に、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方、以下移行した方を特定同一世帯所属者といいます。この特定同一世帯所属者がいる場合、世帯において、国民健康保険の加入者数が減ることにより、軽減の判定において不利になる世帯があることから、特定同一世帯所属者に該当した方を該当した月から、国民健康保険加入者の人数と総所得を含んで、国民健康保険税の軽減判定をしております。

この特定同一世帯所属者の方が死亡や転出などにより、世帯構成が変更したにもかかわらず、一部の方について、特定同一世帯所属者の解除漏れがあり、課税誤りとなったものでございます。なお、令和元年度以前の課税誤りはございませんでした。

2の課税誤りの内容についてでございますが、特定同一世帯所属者の解除漏れにより、下の表の課税誤りが発生いたしました。①特定同一世帯所属者の解除により、軽減判定人数が減少することで、軽減割合が変更になり、保険税が増額になるケース。②特定同一世帯所属者の解除により、軽減判定人数が減少しますが、特定同一世帯所属者が市民税未申告や軽減判定所得が高くなっており、軽減判定が対象外から、対象世帯となることで、保険税が減額となるケース。

16ページをお開きください。

③特定同一世帯所属者になられたことにより、国民健康保険加入者が1人になる世帯は、特定同一世帯所属者になられた月から5年間、国民健康保険税のうち、平等割額の2分の1が軽減され、5年を経過した後も3年間、平等割額の4分の1が軽減されます。そのため、特定同一世帯所属者の解除により、平等割額の軽減措置が終了するため、保険税が増額となるケース。この3つのケースによる課税誤りがございました。

3の経緯につきましては、昨年11月に実施した、厚生労働省が所管する国民健康保険実態調査において、国民健康保険被保険者を169件抽出する作業があり、1件ずつ抽出した被保険者を確認していたところ、特定同一世帯所属者の解除漏れが判明しました。特定同一世帯所属者が死亡による資格喪失や転出、転居、世帯分離などにより、世帯構成に異動があった場合、資格担当職員が特定同一世帯所属者の解除処理を行い、他の職員がこれを点検いたします。

今回の課税誤りは、この処理漏れと点検ミスにより発生したものでございます。そのため、令和元年度以降について点検したところ、令和2年度から令和5年度までにおいて、処理漏れによる課税誤りが判明したところでございます。処理漏れの世帯数が67

世帯、そのうち、課税誤りがあった世帯が20世帯、件数で28件ございました。

対象件数及び金額は、16、17ページの4、5に記載のとおりでございます。

6の対象者への対応でございますが、国民健康保険税の課税誤りの方に対して、4月9日から12日にかけて、個別に訪問し、お詫びと内容の説明を行いました。昨日、5月8日現在の状況でございますが、増額になる方につきましては、14件のうち13件が納付済み、1件が未納となっております。また、減額になる方につきましては、全員還付の手続きを完了しております。

7の今後についてでございますが、現行システムでは、特定同一世帯所属者の異動があった場合、エラーや警告表示がなされない仕組みであるため、資格担当職員が特定同一世帯所属者の解除処理を行い、これを他の職員が点検をいたします。しかしながら、処理漏れ及び点検ミスが重なりましたので、今後は、賦課担当職員の方でも、毎月、月末に実施する賦課処理時に対象者リストを作成し点検をして参ります。

今回、発生しました国民健康保険税の課税誤りにつきましては、委員の皆様に対してもご心配をおかけしており、深くお詫びを申し上げますとともに、今後はこのような誤りが生じることないよう適切な事務の遂行に努めて参ります。

私からの説明は、以上でございます。申し訳ありませんでした。

高橋補佐 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見などがございましたら、お願いいたします。

日向寺委員 17ページの4、5についてですが、今回の課税誤りで、増額と減額の最大金額の件数と最小金額の件数は何件ありますか。

佐久間係長 増額でございますが、令和4年度増額となる最大の1万6,800円は1件でございます。最小の3,000円も1件でございます。令和5年度増額となる最大が2万5,200円は1件でございます。最小の1,800円も1件でございます。

次に減額でございますが、令和4年度増額となる最大の5万8,800円は1件でございます。最小の2万4,300円も1件でございます。令和5年度の5万8,800円も1件でございます。最小の8,100円も1件でございます。以上でございます。

高橋補佐 そのほかよろしいでしょうか。

日向寺委員 増額、減額のどちらでもいいのですが、4年間まとめて審査したということは、4年度も5年度も両方課税誤りがあった方もいるのですか。

佐久間係長 います。

日向寺委員 ルールを変えないで処理をしているのであれば、4年度が対象で、5年度が対象外ということはないのでしょうか。

佐久間係長 特定同一世帯所属者の異動により課税の状況が変わってきますので、特定同一世帯所属者の解除処理をした時点で税額が変更になります。5年度までが対象になりますので、最大で2年度、3年度、5年度の3年度分が変更になった方もいらっしゃいます。件数としては4年度と5年度の両方対象となる方が一番多い状況でございます。

日向寺委員 4年度と5年度の両方が増額の方もいらっしゃるのですか。

佐久間係長 そういう方もいらっしゃいます。今回の対象者の方の多くが年金から引き落としさせている方や口座振替で納めていただく方が多かった状況でした。先程ご説明させていただきました増額の14件のうち、7件が口座振替により納付していただいているのです。

が、税額が上がった、下がったというのを気づかなかった方が多かったのではないかと捉えております。

お詫びをさせていただいた方で、4年度と5年度で比較するとなぜこんなに税額が上がったのかというのが1件ありましたので、その経緯を説明するために訪問したということで、説明させていただきました。

先程軽減判定所得の説明をさせていただきましたが、7割軽減という軽減制度がございます。均等割額と平等割額しか課税されない方ですと6万4,000円になるのですが、所得が低い世帯につきましては1万9,200円が最低税額となります。その対象者の方が、昨年まで1万9,200円だったのが、課税誤りのため6万4,000円の税額となっておりますので、その差額が一番差額の大きい方となっております。

鈴木眞委員 減額の方は還付となりますが、加算はあるのでしょうか。

佐久間係長 地方税法で還付加算金という制度が定められております。加算金の割合が、昔は延滞金と同じ割合だったので年利7.3%程度でしたが、現在の割合は年利0.9%と低い利率となっております。

加算金は納めた日から対象となりますが、加算金の額が1,000円未満は切り捨ててしまうので、今回、還付加算金の対象となる方はいらっしゃいませんでした。

鈴木眞委員 逆のケースはどうなるのですか。

佐久間係長 逆のケースというのは、延滞金ということでよろしいでしょうか。

鈴木眞委員 そうではなくて、増額になる方。

佐久間係長 増額になる方につきましては、未納が1件ありますので、

鈴木眞委員 そうではなくて、増額になる方は延滞金がかかるのですか。

佐久間係長 これは税金なので、地方税法に則ってかかることとなります。滞納処分の対象となります。

鈴木眞委員 市役所のミスなのに。

佐久間係長 法律で決まっていることなので、この方に関しての例外はできません。

鈴木眞委員 本人が申告して間違っただけではないのに、それでも延滞金をとることに納得できないと思うが。

佐久間係長 該当になれば、延滞金は発生します。1万6,200円の増額の方になるのですが、延滞金が発生するまではある程度の日数がかかりますので、1年ぐらいは対象にならないものと捉えております。

ただ、年利は7.3%程度の割合になりますので、延滞金が1,000円を超えたときに、延滞金が発生することになります。

鈴木眞委員 皆さん納めていただいているのですか。

佐久間係長 そうですね。この方も分割で納めていただくという旨の回答はいただいておりますので、今後納めていただくものと思いますけれども、納期を過ぎて支払っていないので、今後支払いがないようであれば、地方税法に則って滞納処分を行うこととなります。

鈴木眞委員 理屈としてはそうだけど、感情としては全く納得できない。

佐久間係長 以上です。

高橋補佐 そのほか、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

高橋補佐 それでは最後となりますが、「その他」としまして、事務局から連絡事項を申し上げます。

佐久間係長 引き続き、私からは、次回の運営協議会及び運営協議会委員研修会について、ご説明申し上げます。

第2回協議会につきましては、8月上旬に開催を予定しております。

議題につきましては、令和5年度国民健康保険事業実績報告、及び令和5年度国民健康保険特別会計決算をご報告する予定でございます。

なお、千葉県国民健康保険団体連合会君津支部が主催します国民健康保険運営協議会委員の研修会につきましては、内容等が決まっておりますので、開催日時、場所、研修内容が決まり次第、委員の皆様へ書面にてご案内いたします。

私からは、以上でございます。

高橋補佐 ただいまの説明にご質問等はございますか。

(質問・意見なし)

高橋補佐 以上をもちまして、国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。委員の皆様、大変お疲れさまでした。

午後4時55分閉会

令和 6 年 5 月 29 日

議事録署名人
国民健康保険事業の運営に関する協議会
会 長

山田 真司